

入 札 説 明 書

業務名：R 8 加賀須野橋可動橋開閉操作業務

入札日：令和8年3月26日（木）

徳島県東部県土整備局

本文

この入札説明書は、本件入札に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項について

- (1) 業務名
R 8 加賀須野橋可動橋開閉操作業務
- (2) 業務内容
設計図書及び特記仕様書（以下、「仕様書等」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
（徳島県長期継続契約に関する条例（平成17年徳島県条例第18号）による）
- (4) 業務の実施場所
徳島市川内町加賀須野から板野郡松茂町広島に至る加賀須野橋
- (5) この入札は、最低制限価格の設定（管財課版）を適用する。
- (6) この入札は、本業務に係る令和8年度の予算成立を条件とするため、本業務に係る予算について議会の議決が得られなかった場合には、この入札を取り止める。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
次のアからスまでのすべてに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められ、入札参加資格者名簿中「警備 施設警備」又は「その他 役務その他」に記載されている者
 - ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者
 - エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - キ 委託期間中（1年間365日）午前5時45分から午後7時00分の間、仕様書等にある加賀須野橋可動橋の開閉操作等を行うことができる者であること。代表者、役員を含めた総社員数が30人を超えていること。
※参加資格確認のために必要な社員等の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し等を提出すること。
 - ク 本業務を遂行するに当たり、道路交通誘導に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。
※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の交通誘導員資格証（1級又は2級）の写しを提出すること。
 - ケ 本業務を遂行するに当たり、船舶航行に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。
※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の海技士（航海）6級以上の免許又は小型船舶操縦士（1級又は2級）の有効な免許の写しを提出すること。更新中であるときは、更新手続中であることを証する書面を提出すると共に、更新後は速やかに免許の写しを提出すること。
 - コ 本業務を遂行するに当たり、次の経験を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。
運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上の者
※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の業務委託期間内において経験を有することを確認できる経歴書を提出すること。
- （注）ク、ケ、コの配置予定の業務管理者は常時雇用すること。

- サ 委託期間中（1年間365日）午後7時00分から翌日の午前5時45分に緊急事態が発生した場合に60分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。
- シ 委託期間中（1年間365日）午前5時45分から午後7時00分の間に緊急事態が発生した場合に30分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。
- ス サ、シに係り、配置予定職員の居住地・勤務地等が説明できること。
※参加資格確認資料として常時勤務体制表及び非常時の職員配置体制表等を提出すること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに添付するものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzai_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書等の交付について

徳島県ホームページによりダウンロードする。

なお、仕様の変更があった場合は、ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

電話番号 088-653-8849

ファクシミリ番号 088-623-4026

電子メールアドレス toubu_ks_t@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せの方法及び受付期間

問合せは、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

別紙様式による「仕様書に関する質問書」に質問内容を記載すること。

なお、期間については、入札参加資格確認書等の提出期限の3日前までとする。

これ以降の問合せについては、回答できない場合がある。

5 本件入札の参加資格の確認について

上記「2 入札に参加する者に必要な資格」に該当している者であることを確認するため、「入札参加資格確認書」及び「2 各項目※注記にある入札参加資格確認資料」を提出すること。

なお、期限内に提出がない者及び提出があっても上記「2 入札に参加する者に必要な資格」に該当していない者は、入札に参加することはできない。

(1) 提出場所

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで

(4) 参加資格の合否については、令和8年3月24日（火）までに通知する。

6 入札手続き等について

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月26日（木）午前10時

イ 場所

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 3階入札室

ウ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

ア 入札の方法

総価で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、以下に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「入札業務」は、業務名を明確に記載すること。

(オ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組織等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組織等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

(カ) 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

なお、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者がいない場合、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回とする。

最初の入札で入札書の内容不備等により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 上記「2 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「入札業務」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

7 契約締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

なお、この契約に関し、落札者は落札決定の通知を受けた日から4日以内に契約金額の積算内訳を提出しなければならない。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金

免除

(6) 契約保証金

落札者は、契約を締結する時点までに、契約保証金として、契約金額の100分の10相当額を地方自治法施行令第167条の16及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第6条の定めに従い徳島県東部県土整備局徳島庁舎の本件契約事務担当者が指示する方法で納付するものとする。

本契約が不履行になったときは、契約保証金は没収する。

本契約の履行が確認された場合は、還付する。

(7) 契約金額改定

公租公課の増減が生じた場合は、契約金額を改定する。

(8) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

(1) 入札日当日

再度入札に備えるため、入札参加者及びその代理人は、入札書及び封筒の予備を持参すること。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札への参加を認めない。

(2) 情報公開

入札結果及び参加事業者名は、情報公開の対象となり公表するので、参加事業者にあつては、その旨了解の上入札すること。

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札業務 R 8 加賀須野橋可動橋開閉操作業務

3 入札保証金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和8年3月26日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者名

徳島県東部県土整備局長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと(ない場合は無効)

入 札 書								
1 入札金額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	4	5	6	0	0	0
2 業務名 R8加賀須野橋可動橋開閉操作業務								
3 入札保証金 免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。								
令和8年3月26日								
入札者			住 所			徳島県徳島市南末広町6-36		
			商号又は名称			東部県土株式会社		
			代表者名			代表取締役 東部 次郎		
徳島県東部県土整備局長 殿								

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記載

役職名の記載がない場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと(ない場合は無効)

入 札 書								
1 入札金額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	4	5	6	0	0	0
2 業務名 R8加賀須野橋可動橋開閉操作業務								
3 入札保証金 免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。								
令和8年3月26日								
入札者			住 所			徳島県徳島市南末広町6-36		
			商号又は名称			東部県土株式会社		
			代表者名			代表取締役 東部 次郎		
「代理人」と記載(ない場合は無効)			代理人			住所		
			氏 名			〇〇〇〇〇〇〇〇		
						吉野川 三郎		
徳島県東部県土整備局長 殿								

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記載

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載

令和8年3月26日

委 任 状

徳島県東部県土整備局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県東部県土整備局が令和8年3月26日に執行する『R8加賀須野橋可動橋開閉操作業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県東部県土整備局長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○

氏 名 阿波 次郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし、徳島県東部県土整備局が令和○年○月○日に
執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業務名: R8加賀須野橋可動橋開閉操作業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内容	

様式1

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

現時点において、R 8加賀須野橋可動橋開閉操作業務の入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められ、入札参加資格者名簿中「警備 施設警備」又は「その他 役務その他」に登載されている者。
- ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者。
- エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- キ 委託期間中（1年間365日）午前5時45分から午後7時00分の間、仕様書等にある加賀須野橋可動橋の開閉操作等を行うことができる者であること。代表者、役員を含めた総社員数が30人を超えていること。
※参加資格確認のために必要な社員等の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し等を提出すること。
- ク 本業務を遂行するに当たり、道路交通誘導に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。
※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の交通誘導員資格証（1級又は2級）の写しを提出すること。

ケ 本業務を遂行するに当たり、船舶航行に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。

※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の海技士（航海）６級以上の免許又は小型船舶操縦士（１級又は２級）の有効な免許の写しを提出すること。

コ 本業務を遂行するに当たり、次の経験を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。

運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験５年以上の者

※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の業務委託期間内において経験を有することを確認できる経歴書を提出すること。

（注）ク、ケ、コの配置予定の業務管理者は常時雇用すること。

サ 委託期間中（１年間３６５日）午後７時００分から翌日の午前５時４５分に緊急事態が発生した場合に６０分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。

シ 委託期間中（１年間３６５日）午前５時４５分から午後７時００分の間に緊急事態が発生した場合に３０分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。

ス サ、シに係り、配置予定職員の居住地・勤務地等が説明できること。

※参加資格確認資料として常時勤務体制表及び非常時の職員配置体制表等を提出すること。

様式2

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

現時点において、R 8 加賀須野橋可動橋開閉操作業務の入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 現に、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第3条の規定による申請書を提出済みで、かつ、同第4条の資格審査中であり令和8年3月24日（火）までに資格を有すると認められ、入札参加資格者名簿中「警備 施設警備」又は「その他 役務その他」に登載される見込みの者。
- ウ イの審査により資格を有すると認められる見込みの者で、徳島県内に本社を有する者。
- エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- キ 委託期間中（1年間365日）午前5時45分から午後7時00分の間、仕様書等にある加賀須野橋可動橋の開閉操作等を行うことができる者であること。代表者、役員を含めた総社員数が30人を超えていること。
※参加資格確認のために必要な社員等の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し等を提出すること。
- ク 本業務を遂行するに当たり、道路交通誘導に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。
※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の交通誘導員資格証（1級又は2級）の

写しを提出すること。

ケ 本業務を遂行するに当たり、船舶航行に係る資格を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。

※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の海技士（航海）６級以上の免許又は小型船舶操縦士（１級又は２級）の有効な免許の写しを提出すること。

コ 本業務を遂行するに当たり、次の経験を有する業務管理者を社内（徳島県内の事業所・営業所等）に置くことができること。

運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験５年以上の者

※参加資格確認資料として配置予定の業務管理者の業務委託期間内において経験を有することを確認できる経歴書を提出すること。

（注）ク、ケ、コの配置予定の業務管理者は常時雇用すること。

サ 委託期間中（１年間３６５日）午後７時００分から翌日の午前５時４５分に緊急事態が発生した場合に６０分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。

シ 委託期間中（１年間３６５日）午前５時４５分から午後７時００分間に緊急事態が発生した場合に３０分以内に道路交通誘導及び海上交通誘導を行う体制がとれること。

ス サ、シに係り、配置予定職員の居住地・勤務地等が説明できること。

※参加資格確認資料として常時勤務体制表及び非常時の職員配置体制表等を提出すること。

委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 R 8 加賀須野橋可動橋開閉操作業務
- （2）委託場所 徳島市川内町加賀須野から板野郡松茂町広島に至る加賀須野橋
- （3）委託業務の内容 別添の設計図書、特記仕様書（以下、「仕様書等」という。）のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第3号に規定する仕様書等に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書等に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 公租公課の増減が生じた場合は、契約金額を改定する。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇円をこの契約の締結する時点までに甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、前項の契約保証金を乙に返却するものとする。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会の上、検査し

なければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査において、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、委託業務完了承認書を乙に交付するものとする。
- 3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条第2項に規定する委託業務完了承認書の交付を受けたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

- 第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。
 - 3 前項において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、甲は、乙に相当額又は不足額を請求することができる。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(法令の遵守)

第17条 乙は、業務を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、甲乙両者電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県東部県土整備局長 遠藤 守彦

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。